



面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例

本報告書および意見書は、労働安全衛生規則第52条の6の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は実施年月日、労働者の氏名、面接指導を行った医師の氏名、労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、及び面接指導の結果に必要な措置についての医師の意見を記入したものであること。）に基づく面接指導の結果の記録の例です。

面接指導結果報告書						
対象者	(社員番号) 氏名			所 属	部	課
				男・女	年齢	歳
疲労の蓄積の状況	0. なし 1. 軽 2. 中 3. 重	特 記 事 項				
配慮すべき 心身の状況	0. なし					
	1. あり					
判定 区分	診断区分	0. 異常なし 1. 要観察 2. 要医療	事後措置として 指導・勧告 の必要性	0. 不要	1. 要	
	就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限 2. 要休業		☐ 必要事項		
	指導区分	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要医療指導		☐ 下記意見書に記入		

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	印
	医師氏名	

事後措置に係る意見書				
就業 上 の 措 置	労働時間 の短縮	0. 特に指示なし		4. 変形労働制または裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限 時間/月まで		5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）
		2. 時間外労働の禁止		6. その他
		3. 就業時間を制限 時 分 ～ 時 分		
	労働時間以外 の項目 (具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
		1)		
		2)		
	3)			
	措置期間	____日・週・月 (次回面接予定日 年 月 日)		
	医療機関への 受診配慮等			
	連絡事項等			

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	印
	医師氏名	

事業所長	人事	部長	課長

(医)産業医学振興財団
「長時間労働者への面接指導マニュアル(医師用)」より(一部改変)